

婚礼会場の利用（持ち込み）に関する契約書

（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、乙が婚礼業務を受託する（以下、「乙の受託」という。）の事式および披露宴等に甲が運営する婚礼施設（レストラン等婚礼特化以外の施設も含む。以下同じ。）を運営する（以下、「甲の運営」という。）ことについて、以下各条項を内容として契約を締結した。

(契約の骨子)

第1条 甲は、乙からの個別の依頼に基づき、乙顧客の披露宴等（二次会又はパーティー等その呼称を問はず）において、以下に定める甲が提供する婚礼施設の利用及び料飲の提供（配膳スタッフの手配及び同サービスの提供を含む。以下「サービス」という。）、乙客室及び乙客室に付して当該日時での利用の可否等を確認し、甲は迅速にこれに回答し、調整を図るものとする。

2 甲は、乙顧客との間で、披露宴等における婚礼施設の「会場利用」と「料飲」の提供に限っては直接契約を締結するものとし、婚礼施設の設備等又は料飲に起因して発生したすべての責任及び費用は、乙顧客が負担すべき事情が認められる場合を除き、すべて自らの責任と負担において対処するものとする。

は、その他に、間接損害等に対するプロデュース業務（前項規定のサービスを除く全てを対象とする。以下同じ。）について直接契約締結後も、主として香礼プロデュースに起因して発生したすべての問題については、甲の責に帰すべき事情が認められる場合を除き、すべて自己の責任と負担において対処するものとする。

4. 乙は、乙顧客に対して、甲の請求額についても甲に代わって請求し、回収する。乙は、甲に対して、披露宴等の施行日から●日以内(●は10以内)に、指定する口座へ振り込む方法にて甲の請求額を支払うものとする。ただし、乙の責によらない理由により●日(●は10以内)から●日(●は10以内)に遅延した場合には、●に留まる場合には、乙は合理的な範囲で支払い時期を遅らせ、または支払金額を減額することができる。なお、●の手間は乙の負担とする。

5 甲及び乙は、乙顧客の満足度及び相互の利益の最大化を共通の目標とし、乙顧客が甲に対して負うべき債務をもって本契約上の義務を履行するものとする。

6 本契約は、乙に本契約有効期間中における婚礼施式に関する費用を負担するものではなく、また、甲乙相互に何らの債権債務を生じさせるものではない。

(甲規則の)

第2条 この乙種顧客向けウェディングサービス業務を提供するに際しては、甲が定める婚礼施設の利用規約等各規則の内容を遵守するものとし、また乙顧客及び次条で規定する事業パートナーに対してもそれを遵守するよう通知し、また遵守されるよう最大限努力するものとする。

2 乙は乙顧客へ婚礼プロデュース業務を提供するに際しては、原則として司会者やフォトグラファー等の事業パートナーの任意に配属することができるものとする。但し、予め甲より特別な条件が付されていた場合にはこの限りでない。

第3条 甲は、乙顧客又は当該披露宴等の参列者により婚礼施設の建物、設備等、損害を受けた場合には、各々の加害者に対して個別にその賠償を請求するものとし、乙の責に帰すべき事情が認められる場合を除き、甲に対してその損害の賠償を求めることはできないものとする。

2 甲及び乙は、前条第1項第1号の契約が、前条第1項第2号の契約の場合には、各々の契約に基づく所定の解約料を乙顧客に対して請求するものとし、その請求は相手方の責任を負うべき事情が認められる場合を除き、相手方に対して解約料の全部又は一部の負担を求めることはできないものとする。

(契約期間)

第4条 本契約の有効期間は本契約書取り交わしの日から1年間とする。期間満了の3カ月前までに、甲乙いずれかにより書面に申し出て、更新を求めなければ、さらに1年間これを延長するものとし、以降も同様とする。なお、甲と乙との間で従前取引があり、別途合意済みの内容がある場合でも、重複する範囲においては本契約の内容が優先される。

(契約の解除)

第5条 甲及び乙は、相手方に破産、清算、移転、分割、合併又は破産（更生、会社更生、解散（但し、合併による場合を除く）、清算、差押、仮差押、もしくは開始の決定）があつたとき、②銀行取止処分があつたとき、③主務官庁より営業許可の取り消し、営業停止、その他行政処分を受けたときは、④本契約又は個別の発注条件の条項に違反があつたときは2週間前までの事前通知をもって本契約を解除することができ、

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係を有することが明らかになった場合には、直ちにその関係を解消することができ、また相手方は解除と同時に一切の期限の利益及び損害賠償請求権を失うものとする。

(契約上の地位の移転の原則禁止)

第6条 甲及び乙は、相手方の書面による承認なく、本契約に基づく権利を第三者に転讓しない。

(対外開示時の注意事項)

第7条 甲乙丙丁戊 各々の販促活動等において本契約が適用される顧客の披露宴等において撮影された写真等を使用する場合には、予め当該顧客及び乙丙丁戊の承諾を得るものとし、無断でこれらを販促活動等に使用しないものとする。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、別段の定めがある他、本契約に関連して相手方に損害を与えた場合には、相当因果関係が認められる限りにおいて損害を賠償する義務を負う。

(機密事項)

第9条 甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から得た情報（以下「**秘密情報**」という。）を相手方の事前の書面による承諾なしに外部に漏洩又は本契約の目的以外に利用してはならない。ただし、相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は自己に於いて既に知られていたもの、②相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、③提供又は開示の際の相手方の第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものは本条が適用される秘密情報から除外する。

及び乙は、法令に基づく強制力を伴う請求もしくはは行政府又は司法府による強制力を伴う命令等があった場合には、前項の定めにかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができる。ただし開示した場合には直ちに相手方にその旨通知しなければならない。

3 甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方から請求があった場合には、直ちに本条第1項に定める記録媒体（複製物を含む）を返還又は廃棄する義務を負う。

(個人情報取扱い)

第 10 条 甲及び乙は、相手方から提供を受けた個人情報は関係法令に定める適正な方法に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法を修正を求めた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

(項)

11 本 後も第3条、第6条から第12条までの効力は残存する。

(管轄裁判所)

第 12 条 本契約に関連して紛争が生じた場合には、その訴額に応じて乙所在地管轄の地方裁判所又は簡易裁判所（第一審）専ら合意の管轄とする。

(契約内容変更の方法)

第 13 条 甲及び乙は本契約書記載の内容を変更、加筆又は条項の追加・削除をする際には、契約締結に先立ち本欄にその内容を記入するものとし、本欄記載の内容と契約書記載の内容が異なる場合には、本欄記載の内容が優先されるものとする。

以上の内容での契約成立を証するため、甲及び乙は、本契約書を2通作成し、署名・記名押印で、各1通を保

年 月 日

Sample

amp-

2)